茨城県報　第2331号

平成23年10月31日

月　曜　日

目　次

告　示

ページ

◉専用知事印の廃棄及び調製（総務課）……1
◉鳥獣保護区の存続期間の更新（環境政策課）……3
◉特別保護地区の指定（３件）（環境政策課）……7
◉休猟区の指定（環境政策課）……10
◉特定鳥獣の捕獲等をすることができる休猟区の指定（環境政策課）……11
◉特定猟具使用禁止区域の指定（環境政策課）……12
◉特定猟具使用禁止区域の再指定（環境政策課）……15
◉道路の供用の開始（道路維持課）……17
◉土地改良事業の適当決定（５件）（農林事務所）……17
◉土地改良区役員の就任（農林事務所）……19

（公　安　委　員　会）

◉検定合格者審査の実施……20

公　告

◉都市計画の案の縦覧（都市計画課）……23
◉開発行為の工事完了（４件）（建築指導課）……24
◉道路の位置の指定（建築指導課）……25

（企　業　局）

◉落札者等の公示……25

告　示

茨城県告示第1143号

次の専用知事印を廃棄し，及び調製したので，茨城県公印規則（昭和39年茨城県規則第31号）第４条の規定により告示する。

平成23年10月31日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　廃棄した知事印

会計事務局会計第二課専用知事印及び専用知事職務代理者印

利根流域下水道事務所専用知事印及び専用知事職務代理者印

まちづくりセンター専用知事印及び専用知事職務代理者印

2　廃棄の期日

平成23年４月15日

3　調製した専用知事印及び専用知事職務代理者印

①　東京事務所専用知事印

②　総務事務センター専用知事印及び専用知事職務代理者印

③　道路維持課専用知事印

④　会計管理課専用知事印及び専用知事職務代理者印

⑤　土浦土木事務所つくば支所専用知事印及び専用知事職務代理者印

⑥　流域下水道水質管理センター専用知事印及び専用知事職務代理者印

4　使用開始の期日

平成23年4月16日

茨城県告示第1144号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第7項の規定により次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので，法第28条第9項において準用する法第15条第2項の規定により告示する。

平成23年10月31日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　(1)　鳥獣保護区の名称

鹿島鳥獣保護区

(2)　鳥獣保護区の区域

鹿嶋市荒野地内の鹿島臨海鉄道と市道0156号線との交点を起点とし，同所から同鉄道を南へ進み，市道0105号線との交点に至り，同所から同市道を西へ進み，国道51号線との交点に至り，同所から同国道を西へ進み，県道茨城鹿島線との交点に至り，同所から同県道を北へ進み，市道0109号線との交点に至り，同所から同市道を北西へ進み，県道茨城鹿島線との交点に至り，同所から同県道を北へ進み，市道3396号線との交点に至り，同所から同市道を北東へ進み，市道0156号線との交点に至り，同所から同市道を北東へ進み，起点に至る線に囲まれた区域

(3)　鳥獣保護区の面積

1,600ヘクタール

(4)　鳥獣保護区の存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

2　(1)　鳥獣保護区の名称

牛堀地先鳥獣保護区

(2)　鳥獣保護区の区域

行方市大字麻生の天王崎突端を起点とし，同所から行方市道（麻）1級3号を北東へ進み，国道355号線に至り，同所から同国道を南東に進み，国道51号線との交点に至り，同所から同国道を南西に進み，潮来市永山地内において向津崎堤防との交点に至り，同所から同堤防を北西に進み，向津崎堤防突堤に至り，同所から南に進み，稲敷市道（東）1506号線を延長した線と同堤防との交点に至り，同所から湖面を北西に進み，天王崎へ延長した線と向津崎堤防突端と稲敷市本新島排水機場を結んだ線との交点に至り，同所から湖面を南西に進み，稲敷市本新島排水機場へ至り，同所から堤防を北西へ進み，稲敷市本新1番地先の堤防に至り，同所から湖面を北西へ進み，稲敷市浮島5020－29番地の堤防に至り，同所から湖面を北東に進み，起点に至る線に囲まれた区域

(3)　鳥獣保護区の面積

1,125ヘクタール

(4)　鳥獣保護区の存続期間

平成23年11月1日から平成33年10月31日まで

3　(1)　鳥獣保護区の名称

水原鳥獣保護区

(2)　鳥獣保護区の区域

潮来市大字水原字洲吠崎3228番地先洲吠崎突端を起点とし，同所から湖面上を南東へ進み，鹿嶋市大字爪木地先爪木ノ鼻突端に至り，同所から北浦湖岸堤を南東へ進み，JR鹿島線へ至り，同所から同線を南西へ進み，北浦湖岸堤へ至り，同所から同湖岸堤を北東へ進み，起点に至る線に囲まれた区域

(3)　鳥獣保護区の面積

250ヘクタール

(4)　鳥獣保護区の存続期間

平成23年11月１日から平成33年10月31日まで

4　(1)　鳥獣保護区の名称

歩崎鳥獣保護区

(2)　鳥獣保護区の区域

かすみがうら市内において，県道石岡田伏土浦線と市道0210号線との交点を起点とし，同所から同県道を北西へ約500m進み，農道との交点に至り，同所から農道を北東へ進み，菱木川右岸との交点に至り，同所から菱木川右岸を南東へ進み，菱木川河口に至り，同所から霞ヶ浦湖岸を北東へ進み，柏崎舟溜に至り，同所と湖岸（行方市内国道354号線と湖岸との交点）を直線で結んだ線を南東へ進み，同湖岸に至り，同湖岸とかすみがうら市田伏横須賀沖網いけすの南端（横須賀沖910m）を直線で結んだ線を南へ進み，同所に至り，同所と湖岸（一の瀬川河口から東に湖岸700mの地点）を直線で結んだ線を南西へ進み，同湖岸に至り，同所から同湖岸を西に進み，一の瀬川河口左岸に至り，同所から一の瀬川左岸を北西へ進み，県道石岡田伏土浦線との交点に至り，同所から同県道を北東へ進み，市道6468号線との交点に至り，同所から同市道を北へ進み，市道0106号線との交点に至り，同所から市道0106号線を北西へ進み，市道0210号線との交点に至り，同所から市道0210号線を北へ進み，起点に至る線に囲まれた区域

(3)　鳥獣保護区の面積

970ヘクタール

(4)　鳥獣保護区の存続期間

平成23年11月１日から平成33年10月31日まで

5　(1)　鳥獣保護区の名称

江戸崎鳥獣保護区

(2)　鳥獣保護区の区域

稲敷市江戸崎甲地内の稲敷市道（江）108号線と稲敷市道（江）117号線との交点を起点とし，同所から稲敷市道（江）115号線を北へ進み，稲敷市道（江）4185号線との交点に至り，同所から同市道を北へ進み，県道新川江戸崎線との交点に至り，同所から同県道を東へ進み，国道125号線との交点に至り，同所から稲敷市道（江）4287号線を北東へ進み，霞ヶ浦湖岸に至り，同所から同湖岸堤防沿いに北東へ進み，美浦村大山岬突端に至り，同所から霞ヶ浦湖上を南西方向の直線で結んだ古渡川排水機場へ進み，同排水機場へ至り，同所から稲敷市道（桜）3031号線を南に進み，稲敷市道（桜）2092号線の交点に至り，同所から同市道を南に進み，国道125号線との交点に至り，同所から同国道を南東に進み，県道江戸崎神崎線との交点に至り，同所から同県道を西へ進み，稲敷市道（桜）1166号線との交点に至り，同所から同市道を南へ進み，桜川・江戸崎地区行政区界との交点に至り，同所から同行政区界を西へ進み，小野川右岸へ至り，同所から堤防沿いに南へ進み，稲敷市道（江）5024号線との交点に至り，同所から同市道を南東へ進み，県道江戸崎神崎線との交点に至り，同所から同県道を西へ進み，稲敷市道（江）5928号線との交点に至り，同所から同市道を南へ進み，稲敷市道（江）5314号線との交点を北へ進み，稲敷市道（江）108号線との交点に至り，同所から同市道を北へ進み，

起点に至る線に囲まれた区域

(3)　鳥獣保護区の面積

1,468ヘクタール

(4)　鳥獣保護区の存続期間

平成23年11月１日から平成33年10月31日まで

6　(1)　鳥獣保護区の名称

上野沼鳥獣保護区

(2)　鳥獣保護区の区域

桜川市内において，筑西市道協102号線と桜川市道岩0103号線との交点を起点とし，同所から桜川市道岩0103号線を東に進み，桜川市道岩0102号線との交点に至り，同所から同市道を南に進み，県道岩瀬二宮線との交点に至り，同所から同県道を南西に進み，県道東山田岩瀬線との交点に至り，同所から同県道を南に進み，県道横塚真壁線との交点に至り，同所から同県道を西に進み，県道つくば真岡線との交点に至り，同所から同県道を北に進み，更に北西に進み，国道50号線との交点に至り，同所から同国道を北に進み，筑西市道協103号線との交点に至り，同所から同市道を北に進み，筑西市道協102号線との交点に至り，同所から同市道を東に進み，起点に至る線に囲まれた区域

(3)　鳥獣保護区の面積

2,226ヘクタール

(4)　鳥獣保護区の存続期間

平成23年11月１日から平成33年10月31日まで

7　(1)　鳥獣保護区の名称

小栗鳥獣保護区

(2)　鳥獣保護区の区域

筑西市内において，筑西市道協102号線と桜川市行政界との交点を起点とし，同所から同市道を西へ進み，市道協201号線との交点に至り，同所から同市道を北東へ進み，市道協2060号線及び市道協2001号を経て，市道協1308号線との交点に至り，同所から同市道を南に進み，市道協1015号線との交点に至り，同所から同市道を北西へ進み，市道協1302号線を経て，栃木県との行政界に至り，同所から同行政界を東へ進み，小貝川河岸に至り，同所から同河岸を東へ進み，栃木県との行政界に至り，同所から同行政界を東へ進み，筑西市と桜川市との行政界との交点に至り，同所から筑西市と桜川市との行政界を南へ進み，起点に至る線に囲まれた区域

(3)　鳥獣保護区の面積

223ヘクタール

(4)　鳥獣保護区の存続期間

平成23年11月１日から平成33年10月31日まで

8　(1)　鳥獣保護区の名称

下妻鳥獣保護区

(2)　鳥獣保護区の区域

下妻市長塚地内の鬼怒川長塚橋を起点とし，同所から鬼怒川中央を上流に進み，鬼怒川大橋に至り，同所から県道筑西三和線を北東へ進み，県道結城下妻線との交点に至り，同所から同県道を南東へ進み，県道明野間々田線との交差点に至り，同所から同県道を東へ進み，筑西市道関１級－８号線との交点に至り，同所から同市道を南へ進み，筑西市道関１級－10号線との交点に至り，同所から同市道を南東へ進み，筑西市道関１級－９号線との交点に至り，同所から同市道を南へ進み，下妻市2121号線との交点に至り，同所から同市道を南

へ進み，市道2135号線との交点に至り，同所から同市道を南へ進み，市道205号線との交点に至り，同所から同市道を南へ進み，県道谷和原筑西線との交点に至り，同所から同県道を南へ進み，旧国道125号との交点に至り，同所から同旧国道（市道114，県道下妻停車場線，市道1422，市道107）を西へ進み，国道125号との交点に至り，同所から同国道を西へ進み，起点に至る線で囲まれた区域

(3)　鳥獣保護区の面積

2,322ヘクタール

(4)　鳥獣保護区の存続期間

平成23年11月１日から平成33年10月31日まで

9　(1)　鳥獣保護区の名称

総和鳥獣保護区

(2)　鳥獣保護区の区域

古河市女沼地内の県道古河総和線と市道総和９号線との交点を起点とし，同所から同県道を南東へ進み，県道境間々田線との交点に至り，同所から同県道を南へ進み，県道つくば古河線との交点に至り，同所から同県道を西へ進み，国道354号線との交点に至り，同所から同国道を北へ進み，市道総和2344号線との交点に至り，同所から同市道を北へ進み，市道総和７号線との交点に至り，同所から同市道を北へ進み，市道総和11号線との交点に至り，同所から同市道を東へ進み，市道総和９号線との交点に至り，同所から同市道を北へ進み，起点に至る線に囲まれた区域

(3)　鳥獣保護区の面積

260ヘクタール

(4)　鳥獣保護区の存続期間

平成23年11月１日から平成33年10月31日まで

10　(1)　鳥獣保護区の名称

東海鳥獣保護区

(2)　鳥獣保護区の区域

東海村大字豊岡字向渚地内の国道245号線と久慈川左岸堤防との交点を起点とし，同所から同堤防を東へ進み，太平洋の海岸線との交点に至り，同所から同海岸線を南へ進み，新川との交点に至り，同所から同河川を西へ進み，日本原子力研究開発機構の旧敷地境界線との交点に至り，同所から同境界線を南へ進み，東海村とひたちなか市の行政界との交点に至り，同所から同行政界を西へ進み，国道245号線との交点に至り，同所から同国道を北へ進み，起点に至る線に囲まれた区域

(3)　鳥獣保護区の面積

408ヘクタール

(4)　鳥獣保護区の存続期間

平成23年11月１日から平成33年10月31日まで

11　(1)　鳥獣保護区の名称

内原鳥獣保護区

(2)　鳥獣保護区の区域

水戸市杉崎町地内の水戸市道内原８－53号線と水戸市道内原７－51号線との交点を起点とし，同所から水戸市道内原８－53号線を南西に進み，国道50号との交点に至り，同所から同国道を西へ進み，笠間市道（友）1090号線との交点に至り，同所から同市道を北東へ進み，笠間市道（友）1030号線との交点に至り，同所から同市道を北東へ進み，笠間市道（笠）1238号線との交点に至り，同所から同市道を北東へ進み，笠間市道（笠）

0102号線との交点に至り，同所から同市道を北東へ進み，笠間市道（笠）1243号線との交点に至り，同所から同市道を東へ進み，笠間市道（笠）1252号線との交点に至り，同所から同市道を東へ進み，笠間市道（笠）0101号線との交点に至り，同所から同市道を南へ進み，水戸市道内原７－51号線との交点に至り，同所から同市道を南へ進み，起点に至る線に囲まれた区域

(3)　鳥獣保護区の面積

566ヘクタール

(4)　鳥獣保護区の存続期間

平成23年11月１日から平成33年10月31日まで

12　(1)　鳥獣保護区の名称

佐白山鳥獣保護区

(2)　鳥獣保護区の区域

笠間市才木地内の国道50号と市道（笠）2340号線との交点を起点とし，同所から同国道を東に進み市道（笠）0222号線との交点に至り，同所から同市道を南に進み市道（笠）2168号線との交点に至り，同所から同市道を南東に進み市道（笠）0222号線（旧道）との交点に至り，同所から同市道を南東に進み，市道（笠）0106号線との交点に至り，同所から同市道を西に進み，市道（笠）2102号線との交点に至り，同所から同市道を南西に進み，市道（笠）2336号線との交点に至り，同所から同市道を南西に進み，国道355号との交点に至り，同所から同国道を北西に進み，市道（笠）2340号線との交点に至り，同所から同市道を北に進み，起点に至る線に囲まれた区域

(3)　鳥獣保護区の面積

557ヘクタール

(4)　鳥獣保護区の存続期間

平成23年11月１日から平成33年10月31日まで

13　(1)　鳥獣保護区の名称

高浜入鳥獣保護区

(2)　鳥獣保護区の区域

石岡市高浜地内の県道石岡田伏土浦線と県道紅葉石岡線との交点を起点とし，同所から県道紅葉石岡線を東に進み，小美玉市道２号線との交点に至り，同所から同市道を東南に進み，650m進んだ地点から湖岸に向かって東南に進み湖岸に至り，同所から湖岸を東南に進み，国土交通省平山水質自動監視所と石岡市八木地内八木第１舟溜樋門を結んだ地点に至り，同所から八木第１舟溜樋門に向って湖上を進み，同樋門に至り，同所から湖岸堤防を北西に進み県道石岡田伏土浦線との交点に至り，同所から同県道を北に進み，起点に至る線に囲まれた区域

(3)　鳥獣保護区の面積

460ヘクタール

(4)　鳥獣保護区の存続期間

平成23年11月１日から平成33年10月31日まで

茨城県告示第1145号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第１項の規定により佐白山鳥獣保護区の区域内に次のとおり特別保護地区を指定したので，法第29条第４項において準用する法第15条

第２項の規定により告示する。

平成23年10月31日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　特別保護地区の名称

佐白山鳥獣保護区佐白山特別保護地区

２　特別保護地区の区域

佐白山鳥獣保護区の区域内において，林野庁所管国有林水戸那珂森林計画区中251林班のい，ろ１，ろ２，ろ３，は，に，ほ，へ，と１，と２，と３，ちの各小班の区域

３　特別保護地区の面積

31ヘクタール

４　特別保護地区の存続期間

平成23年11月１日から平成33年10月31日まで

５　当該特別保護地区の保護に関する指針

⑴　特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

⑵　特別保護地区の指定目的

佐白山鳥獣保護区は，笠間市中央部に位置し笠間県立自然公園を含む地域であり，アカマツ，シイ，ヒノキなどの林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して，メジロ，ニホンリスをはじめ多様な野生鳥獣の生息に適している。

特に，当該鳥獣保護区の中でも当該区域は，笠間県立自然公園の特別地域や風致保安林が含まれ，スダジイ，カシ類からなる暖温帯性の森林を中心に豊かな自然が残され，コジュケイ，サンショウクイなどの森林性鳥獣が生息するほか，オオタカ，サシバ，ハヤブサといった猛禽類も見られ，多様な野生鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため，当該区域は，佐白山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから，鳥獣の保護及び狩猟に関する法律第29条第１項に規定する特別保護地区に指定し，当該地区に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

茨城県告示第1146号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第１項の規定により鹿島鳥獣保護区の区域内に次のとおり特別保護地区を指定したので，法第29条第４項において準用する法第15条第２項の規定により告示する。

平成23年10月31日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　特別保護地区の名称

鹿島鳥獣保護区鹿島特別保護地区

２　特別保護地区の区域

鹿島鳥獣保護区の区域内において，鹿島神宮の境内地の区域

３　特別保護地区の面積

70ヘクタール

4　特別保護地区の存続期間

平成23年11月１日から平成33年10月31日まで

5　当該特別保護地区の保護に関する指針

(1)　特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2)　特別保護地区の指定目的

鹿島鳥獣保護区は，鹿嶋市の中西部に位置し，県指定文化財である鹿島神宮を中心として山林，原野が多い地域であり，モミ，スギ等の高木層，ヒサカキ，モチノキ等の低木層，ヤブミョウガ，オカメザサ等の草木層によって構成され，多様な自然環境をなしている。このような自然環境を反映して，オオタカ，ウグイスなどの多様な鳥獣が生息している。

特に，当該鳥獣保護区の中でも，鹿島神宮の境内地に広がる樹叢は，神宮の長い歴史とともに生育してきたためクスノキなどの巨樹巨木が多く，県内随一の照葉樹林として，県指定の文化財になっている。また，水郷筑波国定公園特別地域に指定されており，自然環境に恵まれているため，フクロウ，メジロ，ホオジロなどの多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域である。

このため，当該区域は，鹿島鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから，鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第１項に規定する特別保護地区に指定し，当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

茨城県告示第1147号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第１項の規定により東海鳥獣保護区の区域内に次のとおり特別保護地区を指定したので，法第29条第４項において準用する法第15条第２項の規定により告示する。

平成23年10月31日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　特別保護地区の名称

東海鳥獣保護区東海特別保護地区

2　特別保護地区の区域

東海鳥獣保護区の区域内において，東海村大字豊岡字向渚１番地２，１番地７，３番地，４番地，７番地，13番地２及び39番地に係る区域

3　特別保護地区の面積

24ヘクタール

4　特別保護地区の存続期間

平成23年11月１日から平成33年10月31日まで

5　当該特別保護地区の保護に関する指針

(1)　特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2)　特別保護地区の指定目的

東海鳥獣保護区は，東海村の太平洋沿岸に位置し，クロマツ，アカマツなどの針葉樹やシラカシなどの常緑広葉樹に富み，林床にはハマナス，スカシユリ，ヒメイズイ，ハマカキランなど多様な植物が生育している地域で

ある。このような自然環境を反映して，年間を通してトビ，キジ，ホンドタヌキなどの多様な鳥類・哺乳類が生息している。

特に，当該鳥獣保護区の中でも，当該区域は久慈川河口に隣接しており，希少なオオウメガサソウの生育地がみられ，クロマツ林を主としている。また，海岸付近にはスカシユリ，ハイネズ，ビロードテンツキ，ハマゴウ等の多様な海浜植物が生育しており，自然環境保全地域に指定されている。水辺に豊富な森林が形成されていることからミサゴの営巣地として，また，ハマシギ（海辺の鳥）などの野生鳥獣の食餌，給水の条件に恵まれた良好な生息地として重要な区域となっている。さらに，常緑樹林を好むチョウ類を餌とするシジュウカラやメジロが生息していることから，茨城県レッドデータブックに危急種として掲載されているオオタカ，ハヤブサなどの希少な猛禽類の食餌など生息に特に適した環境となっている。

このため，当該区域は，東海鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから，鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第１項に規定する特別保護地区に指定し，当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

茨城県告示第1148号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第34条第１項の規定により次のとおり休猟区を指定したので，法第34条第３項の規定により告示する。

平成23年10月31日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　⑴　休猟区の名称

芦野倉休猟区

⑵　休猟区の区域

大子町大字上岡地内の県道205号須賀川・大子線と国道461号線との交点を起点とし，同所から国道461号線を西へ進み，県道159号上野宮・下金沢線との交点に至り，同所から同県道を北へ進み，県道205号線との交点に至り，同所から同県道を南に進み，起点に至る線に囲まれた区域

⑶　休猟区の面積

1,450ヘクタール

⑷　休猟区の存続期間

平成23年11月１日から平成25年10月31日まで

２　⑴　休猟区の名称

折橋休猟区

⑵　休猟区の区域

常陸太田市折橋町地内の国道349号線と国道461号線との交点を起点とし，同所から国道461号線を北東に進み，常陸太田市と高萩市との行政界に至り，同所から同行政界を南東に進み，林道日暮沢線との交点に至り，同所から同林道を西に進み，国道349号線との交点に至り，同所から同国道を北に進み，起点に至る線に囲まれた区域

⑶　休猟区の面積

2,000ヘクタール

⑷　休猟区の存続期間

平成23年11月１日から平成25年10月31日まで

3　(1)　休猟区の名称

日立休猟区

(2)　休猟区の区域

日立市宮田町地内の国道６号線と県道日立山方線との交点を起点とし，同所から同国道を南へ進み，日立市道2976号線との交点に至り，同所から同市道を西へ進み，助川山市民の森公園外周との交点に至り，同所から同外周を西へ進み，日立市道4504号線との交点に至り，同所から同市道を南へ進み，日立市道39号線との交点に至り，同所から同市道を南へ進み，県道日立常陸太田線との交点に至り，同所から同県道を西へ進み，日立市と常陸太田市との行政界との交点に至り，同所から同行政界を北へ進み，山道（穏作沢）との交点に至り，同所から同山道を東へ進み，日立市道39号線との交点に至り，同所から同市道を北へ進み，県道日立山方線との交点に至り，同所から同県道を東へ進み，起点に至る線に囲まれた区域

(3)　休猟区の面積

1,921ヘクタール

(4)　休猟区の存続期間

平成23年11月１日から平成25年10月31日まで

4　(1)　休猟区の名称

東休猟区

(2)　休猟区の区域

稲敷市阿波地内の国道125号線と稲敷市道（桜）１－15号線との交点を起点として，同所から同市道を東へ進み，稲敷市道（桜）１－３号線の交点に至り，同所から同市道を東へ進み，稲敷市道（東）１－５号線の交点に至り，同所から同市道を北東へ進み，稲敷市道（東）１－８号線の交点に至り，同所から同市道を南へ進み，稲敷市道（東）508号線の交点に至り，同所から同市道を南に進み，国道125号線との交点に至り，同所から同国道を西に進み，県道竜ヶ崎潮来線の交点を北に進み，同所から起点に至る線に囲まれた区域

(3)　休猟区の面積

447ヘクタール

(4)　休猟区の存続期間

平成23年11月１日から平成25年10月31日まで

茨城県告示第1149号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第14条第１項の規定により特定鳥獣（イノシシ）の捕獲等をすることができる休猟区を次のとおり指定したので，法第14条第４項において準用する法第34条第３項の規定により告示する。

平成23年10月31日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　(1)　休猟区の名称

芦野倉休猟区

(2)　休猟区の区域

大子町大字上岡地内の県道205号須賀川・大子線と国道461号線との交点を起点とし，同所から国道461号線を西へ進み，県道159号上野宮・下金沢線との交点に至り，同所から同県道を北へ進み，県道205号線との交点に至り，同所から同県道を南に進み，起点に至る線に囲まれた区域

⑶　休猟区の面積

1,450ヘクタール

⑷　休猟区の存続期間

平成23年11月１日から平成25年10月31日まで

２　⑴　休猟区の名称

折橋休猟区

⑵　休猟区の区域

常陸太田市折橋町地内の国道349号線と国道461号線との交点を起点とし，同所から同国道を北東に進み，常陸太田市と高萩市との行政界に至り，同所から同行政界を南東に進み，林道日暮沢線との交点に至り，同所から同林道を西に進み，国道349号線との交点に至り，同所から同国道を北に進み，起点に至る線に囲まれた区域

⑶　休猟区の面積

2,000ヘクタール

⑷　休猟区の存続期間

平成23年11月１日から平成25年10月31日まで

３　⑴　休猟区の名称

日立休猟区

⑵　休猟区の区域

日立市宮田町地内の国道６号線と県道日立山方線との交点を起点とし，同所から同国道を南へ進み，日立市道2976号線との交点に至り，同所から同市道を西へ進み，助川山市民の森公園外周との交点に至り，同所から同外周を西へ進み，日立市道4504号線との交点に至り，同所から同市道を南へ進み，日立市道39号線との交点に至り，同所から同市道を南へ進み，県道日立常陸太田線との交点に至り，同所から同県道を西へ進み，日立市と常陸太田市との行政界との交点に至り，同所から同行政界を北へ進み，山道（穏作沢）との交点に至り，同所から同山道を東へ進み，日立市道39号線との交点に至り，同所から同市道を北へ進み，県道日立山方線との交点に至り，同所から同県道を東へ進み，起点に至る線に囲まれた区域

⑶　休猟区の面積

1,921ヘクタール

⑷　休猟区の存続期間

平成23年11月１日から平成25年10月31日まで

茨城県告示第1150号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第35条第１項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定したので，法第35条第12項において準用する法第34条第３項の規定により告示する。

平成23年10月31日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　⑴　特定猟具使用禁止区域の名称

世矢特定猟具使用禁止区域

⑵　特定猟具使用禁止区域の区域

常陸太田市内の市道113号線と県道亀作石名坂線との交点を起点とし，同所から同県道を南東に進み，日立市との行政界に至り，同所から同行政界を南西に進み，茂宮川との交点に至り，同所から同河川を西に進み，市道217号線との交点に至り，同所から同市道を北に進み，国道293号線との交点に至り，同所から同国道を東に進み，市道112号線との交点に至り，同所から同市道を北に進み，市道113号線との交点に至り，同所から同市道を北に進み，起点に至る線に囲まれた区域

(3) 特定猟具使用禁止区域の面積

389ヘクタール

(4) 特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成23年11月１日から平成43年10月31日まで

(5) 特定猟具の種類

銃器

2 (1) 特定猟具使用禁止区域の名称

おおつ野特定猟具使用禁止区域

(2) 特定猟具使用禁止区域の区域

土浦市おおつ野地内の市道１級42号線と国道354号線との交点を起点とし，同所から同国道を東へ進み，おおつ野一丁目と手野町との境界に至り，同所から境界線を南へ進み，市道おおつ野一丁目２号線終点部に至り，同所から同市道を南へ進み，同市道とおおつ野一丁目及び田村町との境界線に至り，同所から同境界線を南へ進み，おおつ野一丁目と田村町との境界線曲点部に至り，同所から同境界線を東へ進み，おおつ野一丁目３号線終点部に至り，同所から同市道を南へ進み，市道おおつ野一丁目４号線起点に至り，同所から同市道を西南へ進み，市道おおつ野二丁目１号線交点に至り，同所から同市道を南東へ進み，市道１級20号線交点に至り，同所から同市道を東へ進み，おおつ野三丁目１号線起点に至り，同所から同市道を南東へ進み，土浦市・かすみがうら市行政界に至り，同所から行政界を南西へ進み，市道おおつ野四丁目７号線起点に至り，同所から同市道を南西に進み，おおつ野四丁目と沖宿町との境界線に至り，同所から同境界線を西へ進み，市道おおつ野四丁目５号線終点部に至り，同所から同市道を西南に進み，市道おおつ野四丁目４号線終点部に至り，同所から同市道を西へ進み，市道１級42号線交点に至り，同所から同市道を南へ進み，市道おおつ野五丁目15号線起点に至り，同所より同市道を北西に進み，おおつ野五丁目と沖宿町との境界線に至り，同所より同境界線を北西に進み，市道おおつ野六丁目21号線との交点に至り，同所から同市道を西南に進み，市道おおつ野五丁目17号線終点部に至り，同所から同市道を西へ進み，市道沖宿17号線終点部に至り，同所から同市道を南へ進み，市道２級９号線との交点に至り，同所から同市道を西へ進み，田村町116号線起点に至り，同所から同市道を北へ進み，市道沖宿14号線終点部に至り，同所から上大津東小学校北側敷地境界線を東へ進み，市道沖宿17号線との交点に至り，同所から同市道を北へ進み，市道おおつ野六丁目19号線終点部に至り，同所から同市道を北西へ進み，市道おおつ野六丁目23号線終点部に至り，同所から同市道を北へ進み，市道おおつ野六丁目１号線終点部に至り，同所から同市道を北へ進み，市道おおつ野七丁目１号線終点部に至り，同所から同市道を北東へ進み，市道おおつ野八丁目22号線終点に至り，同所から同市道を北へ進み，市道１級14号線との交点に至り，同所から同市道を北へ進み，おおつ野八丁目７号線起点に至り，同所から同市道を北東へ進み，特別養護老人ホーム土浦晴山苑敷地西側境界線に至り，同所から境界線を北へ進み，同施設敷地北側境界線に至り，同所から同施設敷地境界線を東へ進み，おおつ野八丁目地区公園北側境界線に至り，同所から同境界線を東へ進み，おおつ野八丁目150番地西側境界線に至り，同所から同境界線を北西へ進み，市道１級14号線との交点に至り，同所から同市道を北へ進み，市道おおつ野八丁目３号線起点に至り，同所からおおつ野地区調整池外周道路を周回し，おおつ野八丁目163番地西側境界線に至り，同所から同境界線を北へ進み，同敷地北部境界線

に至り，同所から境界線を東へ進み，市道１級14号線との交点に至り，同所から同市道を北へ進み，国道354号線との交点に至り，同所から同国道を東へ進み，起点に至る線に囲まれた区域

⑶　特定猟具使用禁止区域の面積

102ヘクタール

⑷　特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成23年11月１日から平成43年10月31日まで

⑸　特定猟具の種類

銃器

3　⑴　特定猟具使用禁止区域の名称

西高野特定猟具使用禁止区域

⑵　特定猟具使用禁止区域の区域

つくば市作谷地区内において，つくば市道１－4449号とつくば市道１－4320号との交点を起点とし，同所からつくば市道１－4449号線を南へ進み，１級つくば市道16号線との交点に至り，同所から同市道を南西へ進み，つくば市道１－4511号線との交点へ至り，同所から同市道を南へ進み，つくば市道２－3253号線との交点へ至り，同所から同市道を北西へ進み，１級つくば市道18号線との交点へ至り，同所から同市道を南西へ進み，つくば市道２－3162号線との交点へ至り，同所から同市道を北へ進み，つくば市道２－3143号線との交点へ至り，同所から同市道を北西へ進み，つくば市道２－3142号線との交点へ至り，同所から同市道を西へ進み，つくば市道２－3131号線との交点へ至り，同所から同市道を北北西へ進み，つくば市道１－4431号との交点へ至り，同市道を北北西へ進み，２級つくば市道９号線との交点へ至り，同所から同市道を東へ進み，つくば市道１－4448号線との交点へ至り，同所から同市道を北へ進み，つくば市道１－4436号線との交点へ至り，同所から同市道を東へ進み，つくば市道１－4329号線との交点へ至り，同所から同市道を北へ進み，つくば市道２－3263号線との交点へ至り，同所から同市道を北へ進み，つくば市道１－4321号線との交点へ至り，同所から同市道を北東へ進み，つくば市道１－4320号線との交点へ至り，同所から同市道を南東へ進み，起点へ至る線に囲まれた区域

⑶　特定猟具使用禁止区域の面積

25ヘクタール

⑷　特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成23年11月１日から平成43年10月31日まで

⑸　特定猟具の種類

銃器

4　⑴　特定猟具使用禁止区域の名称

内守谷・菅生特定猟具使用禁止区域

⑵　特定猟具使用禁止区域の区域

常総市菅生町内の県道取手豊岡線と市道3955号線との交点を起点とし，同所から同市道を東へ進み，市道0120号線との交点に至り，同所から同市道を南へ進み，守谷市との行政界との交点に至り，同所から同行政界を西へ進み，県道取手豊岡線との交点に至り，同所から同県道を北へ進み，起点に至る線に囲まれた区域

⑶　特定猟具使用禁止区域の面積

204ヘクタール

⑷　特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成23年11月１日から平成43年10月31日まで

⑸　特定猟具の種類

銃器

5　⑴　特定猟具使用禁止区域の名称

嘉家佐和特定猟具使用禁止区域

⑵　特定猟具使用禁止区域の区域

筑西市嘉家佐和地内の筑西市道（下４Ｂ－766号線）と筑西市道（下４Ｂ－467号線）との交点を起点とし，同所から筑西市道（下４Ｂ－467号線）を南東に進み，筑西市道（関３Ｂ－52号線）との交点に至り，同所から同市道を西に進み，筑西市道（関３Ｂ－49号線）との交点に至り，同所から同市道を北西に進み，筑西市道（下４Ｂ－447号線）との交点に至り，同所から同市道を北西に進み，筑西市道（下４Ｂ－766号線 ）との交点に至り，同所から同市道を北東に進み，起点に至る線に囲まれた区域

⑶　特定猟具使用禁止区域の面積

32ヘクタール

⑷　特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成23年11月１日から平成43年10月31日まで

⑸　特定猟具の種類

銃器

茨城県告示第1151号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第35条第１項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を再指定したので，法第35条第12項において準用する法第34条第３項の規定により告示する。

平成23年10月31日

茨城県知事　橋　本　　昌

1　⑴　特定猟具使用禁止区域の名称

築地特定猟具使用禁止区域

⑵　特定猟具使用禁止区域の区域

潮来市内において，潮来市道（潮）１－３号線と潮来市道（潮）１－１号線との交点を起点として，同所から同市道（潮）１－１号線を南東に進み，潮来市道（潮）１－４号線との交点に至り，同所から同市道を南西に進み潮来市道（潮）512号線との交点に至り，同所から同市道を南西に進み，潮来市道（潮）514号線との交点に至り，同所から同市道を南西に進み私道との交点に至り，同所から同市道を西に進み潮来市道（潮）520号線との交点に至り，同所から同市道を南西に進み，潮来市道（潮）２－20号線との交点に至り，同所から同市道を北西に進み，私道との交点に至り，同所から同私道を北に進み，潮来市道（潮）549号線との交点に至り，同所から同市道を北西に進み，潮来市道（潮）545号線との交点に至り，同所から同市道を北西に進み，潮来市道（潮）585号線との交点に至り，同所から同市道を北東に進み，潮来市道（潮）579号線との交点に至り，同所から同市道を北東に進み，潮来市道（潮）572号線との交点に至り，同所から同市道を北に進み，潮来市道（潮）599号線との交点に至り，同所から同市道を北に進み，潮来市道（潮）１－３号線との交点に至り，同所から同市道を北東に進み，起点に至る線に囲まれた区域

⑶　特定猟具使用禁止区域の面積

120ヘクタール

(4) 特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成23年11月１日から平成43年10月31日まで

(5) 特定猟具の種類

銃器

2 (1) 特定猟具使用禁止区域の名称

柿岡特定猟具使用禁止区域

(2) 特定猟具使用禁止区域の区域

石岡市内において，石岡市道B206号線と石岡市道B1108号線との交点を起点とし，同所から石岡市道B1108号線を南東に進み，県道土浦笠間線との交点に至り，同所から同県道を南西に進み，石岡市道B214号線との交点に至り，同所から同市道を北西に進み，県道石岡筑西線との交点に至り，同所から同県道を北西に進み，石岡市道B206号線との交点に至り，同所から同市道を北西に進み，起点に至る線に囲まれた区域

(3) 特定猟具使用禁止区域の面積

70ヘクタール

(4) 特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成23年11月１日から平成43年10月31日まで

(5) 特定猟具の種類

銃器

3 (1) 特定猟具使用禁止区域の名称

取手特定猟具使用禁止区域

(2) 特定猟具使用禁止区域の区域

取手市小文間地先の河川敷に設置されている国土交通省管理の80キロ杭を起点とし，起点と79.5キロ杭を結んだ線の両端からそれぞれ垂直に北に進み，80キロ杭と取手市小文間字利根耕地と台道南耕地の字境界に至り，79.5キロ杭と取手市字中谷津耕地の字境界に至り，それぞれの交点を字境界で結んだ区域

(3) 特定猟具使用禁止区域の面積

６ヘクタール

(4) 特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成23年11月１日から平成43年10月31日まで

(5) 特定猟具の種類

銃器

4 (1) 特定猟具使用禁止区域の名称

はにわ公園特定猟具使用禁止区域

(2) 特定猟具使用禁止区域の区域

ひたちなか市足崎地内のひたちなか市道１級６号線と市道２級22号線との交点を起点として，同所から市道２級22号線を南東に進み，市道１級１号線との交点に至り，同所から同市道を西に進み，市道馬渡・中根44号線との交点に至り，同所から同市道を北西に進み，市道１級６号線との交点に至り，同所から同市道を北東に進み，起点に至る線に囲まれた区域

(3) 特定猟具使用禁止区域の面積

190ヘクタール

(4) 特定猟具使用禁止区域の存続期間

平成23年11月１日から平成43年10月31日まで

(5)　特定猟具の種類

銃器

茨城県告示第1152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は，平成23年10月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年10月31日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　路　線　名　　一般国道　245号

２　供用開始の区間　　日立市留町2435番33地先から

日立市みなと町132番20地先まで

３　供用開始の期日　　平成23年10月31日

茨城県告示第1153号

中妻地区土地改良区から平成23年10月７日付けで施行認可申請のあった高田地区土地改良事業（農業用排水）については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第９項において準用する同法第８条第１項の規定により同月21日付けで適当と決定したので，同条第６項の規定により公告し，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定については，同法第48条第９項において準用する同法第９条第１項の規定に基づき，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県県央農林事務所長に異議の申出をすることができる。

平成23年10月31日

茨城県県央農林事務所長　宇 都 木　久　夫

１　縦覧に供する書類

高田地区土地改良事業計画書（農業用排水）の写し

中妻地区土地改良区定款の写し

２　縦覧の期間

平成23年11月１日から平成23年11月30日まで

３　縦覧の場所

茨城県県央農林事務所土地改良部門

茨城県告示第1154号

中妻地区土地改良区から平成23年10月７日付けで施行認可申請のあった江川地区土地改良事業（農業用用水）については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第９項において準用する同法第８条第１項の規定により同月２１日付けで適当と決定したので，同条第６項の規定により公告し，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定については，同法第48条第９項において準用する同法第９条第１項の規定に基づき，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県県央農林事務所長に異議の申出をすることができる。

平成23年10月31日

茨城県県央農林事務所長　宇 都 木　久　夫

１　縦覧に供する書類

江川地区土地改良事業（農業用用水）の写し

中妻地区土地改良区定款の写し

２　縦覧の期間

平成23年11月１日から平成23年11月30日まで

３　縦覧の場所

茨城県県央農林事務所土地改良部門

茨城県告示第1155号

中妻地区土地改良区から平成23年10月７日付けで施行認可申請のあった有賀地区土地改良事業（農業用用水）については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第９項において準用する同法第８条第１項の規定により同月21日付けで適当と決定したので，同条第６項の規定により公告し，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定については，同法第48条第９項において準用する同法第９条第１項の規定に基づき，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県県央農林事務所長に異議の申出をすることができる。

平成23年10月31日

茨城県県央農林事務所長　宇都木　久　夫

１　縦覧に供する書類

有賀地区土地改良事業（農業用用水）の写し

中妻地区土地改良区定款の写し

２　縦覧の期間

平成23年11月１日から平成23年11月30日まで

３　縦覧の場所

茨城県県央農林事務所土地改良部門

茨城県告示第1156号

土浦市長から平成23年９月15日付けで協議のあった，農業生産基盤整備事業（一般地帯型・ため池整備）大志戸地区については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第５項において準用する同法第８条第１項の規定により同年10月14日付けで適当と決定したので，同条第6項の規定により公告し，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定については，同法96条の２第５項において準用する同法第９条第１項の規定に基づき，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，県南農林事務所長に異議の申出をすることができる。

平成23年10月31日

茨城県県南農林事務所長　山　根　隆　重

１　縦覧に供する書類

農業生産基盤整備事業（一般地帯型・ため池整備）大志戸地区計画書の写し

２　縦覧の期間

平成23年11月１日から平成23年11月30日まで

３　縦覧の場所

茨城県県南農林事務所土地改良部門

茨城県告示第1157号

つくば市長から平成23年９月20日付けで協議のあった，農業生産基盤整備事業（一般地帯型・ため池整備）燧ヶ池地区については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第５項において準用する同法第８条第1項の規定により同年10月14日付けで適当と決定したので，同条第6項の規定により公告し，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定については，同法96条の２第５項において準用する同法第９条第１項の規定に基づき，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，県南農林事務所長に異議の申出をすることができる。

平成23年10月31日

茨城県県南農林事務所長　山　根　隆　重

１　縦覧に供する書類

農業生産基盤整備事業（一般地帯型・ため池整備）燧ヶ池地区計画書の写し

２　縦覧の期間

平成23年11月１日から平成23年11月30日まで

３　縦覧の場所

茨城県県南農林事務所土地改良部門

茨城県告示第1158号

下妻市羽子53番地１に事務所を置く江連八間土地改良区から次のとおり役員が就任した旨，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので，同条第17項の規定により公告する。

平成23年10月31日

茨城県県西農林事務所長　後　藤　四　朗

就　任

職　名	氏　名	住　所
理　事	髙　橋　芳　男	下妻市新堀535番地１
〃	吉　原　光　夫	常総市本石下5073番地
〃	山　本　幹　男	〃　相野谷町681番地
〃	飯　野　光　夫	〃　三坂新田町1129番地
〃	古　矢　　旭	〃　中妻町907番地１
〃	大　月　詮　雄	下妻市唐崎832番地２
〃	青　柳　隆　夫	〃　鯨1382番地
〃	武　笠　敏　一	常総市小保川1389番地
〃	髙　橋　彦　一	下妻市平方191番地１
〃	菊　次　文　夫	筑西市布川649番地
〃	植　竹　保　夫	常総市小山戸町286番地
〃	齊　藤　六　一	下妻市小島37番地１
〃	日向野　　榮	筑西市船玉82番地
〃	飯　塚　　信吉	常総市豊田2213番地
〃	喜見山　　明	〃　水海道天満町2451番地１
監　事	沼　尻　隆　志	常総市東野原３番地
〃	小　沼　　弘	筑西市関本分中324番地

職　名	氏　名	住　所
監　事	國府田　房　雄	下妻市加養3457番地
〃	羽　生　　功	常総市川崎町乙678番地

（公 安 委 員 会）

茨城県公安委員会告示第83号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第５条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第６条の規定による審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

平成23年10月31日

茨城県公安委員会委員長　川　又　　諭

１　検定合格者審査の種別，定員，実施期日等

警備業務区分及び級	定員	実　施　期　日	場　所
空港保安警備業務１級	５人程度	平成24年２月２日（木） 午前９時から午後５時まで	茨城県水戸市水府町864番地の４ 茨城県職業人材育成センター
空港保安警備業務２級	５人程度		
施設警備業務１級	５人程度		
施設警備業務２級	30人程度		
交通誘導警備業務１級	５人程度		
交通誘導警備業務２級	30人程度		
貴重品運搬警備業務１級	５人程度		
貴重品運搬警備業務２級	30人程度		
核燃料物質等危険物運搬警備業務２級	５人程度		

２　検定合格者審査の審査区分

⑴　空港保安警備業務１級の検定合格者審査

検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第５号。以下「旧規則」という。）第１条第１項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって，同条第２項に規定する１級に係るもの（以下「旧１級検定」という。）に合格した者

⑵　空港保安警備業務２級の検定合格者審査

空港保安警備に係る旧１級検定又は旧検定であって旧規則第１条第２項に規定する２級に係るもの（以下「旧２級検定」という。）に合格した者

⑶　施設警備業務１級の検定合格者審査

旧規則第１条第１項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧１級検定に合格した者

⑷　施設警備業務２級の検定合格者審査

常駐警備に係る旧１級検定又は旧２級検定に合格した者

⑸　交通誘導警備業務１級の検定合格者審査

旧規則第１条第１項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧１級検

定に合格した者

⑹　交通誘導警備業務２級の検定合格者審査

交通誘導警備に係る旧１級検定又は旧２級検定に合格した者

⑺　貴重品運搬警備業務１級の検定合格者審査

旧規則第１条第１項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧１級検定に合格した者

⑻　貴重品運搬警備業務２級の検定合格者審査

貴重品運搬警備に係る旧１級検定又は旧２級検定に合格した者

⑼　核燃料物質等危険物運搬警備業務２級の検定合格者審査

旧規則第１条第１項の表に規定する核燃料物質等運搬警備に係る旧１級検定又は旧２級検定に合格した者

３　検定合格者審査申請の対象者

検定合格者審査は，茨城県内に住所地を有している者又は茨城県内の営業所に属している警備員若しくは茨城県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者であって，２の⑴から⑼までのいずれかに該当する者について実施する。

ただし，次に掲げる者は今回の検定合格者審査の対象とはならない。

⑴　旧検定に合格した警備員であって，検定規則施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており，かつ，当該警備業務に従事している期間が継続して１年以上であるもの

⑵　旧検定に合格した者であって，検定規則施行の際現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧規則第12条第１項に規定する指定講習の講師として従事しており，かつ，当該講師として従事している期間が継続して１年以上であるもの（３の⑴に掲げる者を除く。）

４　検定合格者審査の方法

学科試験及び実技試験とする。

ただし，学科試験が合格基準に満たなかった者に対しては，実技試験を行わない。

⑴　１級の検定合格者審査

ア　学科試験

㈠　警備業務に関する基本的な事項

㈡　法令に関すること

㈢　警備業務の実施に関すること

㈣　警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること

イ　実技試験

徒手による護身術の基本動作２種目

⑵　２級の検定合格者審査

ア　学科試験

㈠　警備業務に関する基本的な事項

㈡　法令に関すること

㈢　警備業務の実施に関すること

㈣　警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること

イ　実技試験

徒手による護身術の基本動作１種目

５　検定合格者審査の申込手続

⑴　事前申込

ア　申込方法

受験を希望する者は，茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課（受付専用電話029－301－0789）あて事前申込みを行い，受付番号を取得すること。

なお，代理人による申込み，受付専用電話以外での受付は行わず，申込みは１通話１人の申込みとする。

イ　事前申込期間

平成23年12月５日（月）から平成23年12月９日（金）までの間の午前９時から午後５時まで

⑵　審査申請書の提出

ア　審査申請書の提出期間

平成23年12月19日（月）から平成23年12月22日（木）までの間の午前９時から午後５時まで

ただし，代理人，郵送等による提出は認めない。

イ　審査申請書の提出先

㈠　茨城県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

a　茨城県内に住所地を有する者は，住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）

b　警備員であって茨城県以外に住所地を有する者は，その者が属する営業所の所在地（茨城県内に限る。）を管轄する警察署の生活安全課（係）

c　a又はbのいずれにも該当しない者は，旧合格証の交付を受けた警察署の生活安全課（係）

㈡　茨城県以外の公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

a　茨城県内に住所地を有する者は，住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）

b　警備員であって茨城県以外に住所地を有する者は，その者が属する営業所の所在地（茨城県内に限る。）を管轄する警察署の生活安全課（係）

6　提出書類

⑴　審査申請書　１通

⑵　写真（申請前６月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦3.0センチメートル，横2.4センチメートルの写真で，その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）　１枚

⑶　旧合格証の写し

⑷　茨城県内に住所を有する者は，住所地を疎明する書面（ただし，茨城県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者については不要）

⑸　茨城県内の営業所に属する者は，営業所に属することを疎明する書面（ただし，茨城県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者は不要）

7　審査手数料及び納付方法

審査申請書提出の際，審査手数料（4,700円）を，茨城県収入証紙により納付すること。

なお，納付した審査手数料は返還しない。

8　審査に必要な物

⑴　検定合格者審査を受験する者は，審査当日，必ず審査に係る旧検定合格証を持参すること（持参しない場合，審査を受験できない場合がある。）。

⑵　筆記用具

⑶　受験者の服装は，動きやすい服装（警備服等）とすること。

9　その他

⑴　審査合格者には，審査申請書を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。

⑵　不明な点については，茨城県警察本部生活安全総務課警備業係（電話029－301－0110　内線3033）へ問い合わせること。

公　告

◉都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項の規定において準用する同法第18条第１項の規定により，日立都市計画道路を変更したいので，同法第21条第２項の規定において準用する同法第17条第１項の規定により，次のとおり公告し，当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，縦覧期間満了の日までに，茨城県に意見書を提出することができる。

平成23年10月31日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　都市計画の種類

道路（３・３・46　鮎川停車場線）

道路（３・３・86　田尻河原子線）

道路（３・４・７　国分鮎川線）

道路（３・４・88　上ノ内南台線）

道路（３・５・６　大久保河原子線）

２　都市計画を変更する土地の区域

⑴　３・３・46　鮎川停車場線

ア　削除する部分

日立市　国分町３丁目の一部

イ　変更する部分

日立市　鮎川町１丁目，３丁目の各一部

国分町１丁目の一部

⑵　３・３・86　田尻河原子線

ア　追加する部分

日立市　国分町１丁目，２丁目，３丁目の各一部

河原子町１丁目の一部

東多賀町１丁目の一部

イ　変更する部分

日立市　旭町１丁目，２丁目，３丁目の各一部及び各地先

相賀町の一部

会瀬町１丁目の一部及び地先

東成沢町１丁目の一部及び地先

国分町３丁目の一部及び地先

河原子町１丁目，２丁目，３丁目，４丁目の各一部

東金沢町１丁目の一部

ウ　削除する部分

日立市　国分町２丁目，３丁目の各一部

河原子町１丁目の一部

⑶　３・４・７　国分鮎川線

ア　削除する部分

日立市　河原子町１丁目の一部

東多賀町１丁目の一部

国分町１丁目，２丁目の各一部

イ　変更する部分

日立市　国分町１丁目，３丁目の各一部

⑷　３・４・88　上ノ内南台線

ア　変更する部分

日立市　会瀬町１丁目の一部

東成沢町１丁目の一部

⑸　３・５・６　大久保河原子線

ア　変更する部分

日立市　河原子町２丁目，３丁目，４丁目の各一部

３　都市計画の案の縦覧場所

⑴　茨城県土木部都市局都市計画課

⑵　日立市都市建設部都市政策課

４　縦覧期間

平成23年10月31日から平成23年11月14日まで

◉開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第３項の規定により公告する。

平成23年10月31日

茨城県知事　橋　本　　昌

１　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字白方字六反町225番１

２　事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字村松2118番地223（リバーコート　B201号）

甲　斐　裕　章，甲　斐　麻衣子

１　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市板橋字花田久保2678番３

２　事業主の住所及び氏名

守谷市本町6015番地の１（ムーン・ヒル203）

青　柳　博　之

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市真壁町下小幡字川子田432番１，433番１

2　事業主の住所及び氏名

桜川市真壁町下小幡432番地

成　田　清　一

1　工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字山崎字愛宕北539番７

2　事業主の住所及び氏名

猿島郡境町大字山崎566番地７

木　村　正　美

◉道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年10月31日

茨城県知事　橋　本　昌

指定番号	指定年月日	申請者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員	延長
北セ建指令第８号	平成23年10月20日	有限会社ヒロセヤ代表取締役仲田　宣勝	常陸大宮市石沢1844番地の４	常陸大宮市中富町1006番１	メートル 5.20	メートル 76.80

（企　業　局）

◉落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成23年10月31日

茨城県公営企業管理者　企業局長　渡　邊　一　夫

［掲載順序］

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量　②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地　③落札者又は随意契約の相手方を決定した日　④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所　⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額　⑥契約の相手方を決定した手続　⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には，茨城県企業局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程第２条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第４条第１項の公告又は第５条第１項の公示を行った日

①水道用次亜塩素酸ナトリウム2,461,480kg　②茨城県企業局総務課　茨城県水戸市笠原町978番６　③平成23年９月27日　④東鉱商事株式会社　日立営業部営業部長　川上　保　茨城県日立市幸町１－３－８　⑤24.4円（１kg当たり）に100分の105を乗じて得た額　⑥一般競争入札　⑦平成23年７月28日

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行 休日の場合は繰下発行）（定価送料とも1月 金　3，060円）

発　行　　茨　城　県

購読申込先　〒310－8555　茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県総務部総務課
電話番号　029（301）1111（代）